平成３０年（フ）第４８号
長崎県佐世保市大野町275番地１　県営池野住宅Ｆ104号
債務者　白濵　孝二
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６１４号
横浜市港南区日野７丁目13番３号
債務者　中里　正光
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１７号
横浜市瀬谷区中屋敷１丁目10番地１　ナックⅠ　201、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ102
債務者　新井　博章
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２９号
横浜市鶴見区菅沢町20番８号　ボナールイマイ402
債務者　谷口志津子
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９０３号
横浜市磯子区西町５番12号　ハーミットクラブハウス根岸Ｂ棟101号
債務者　鈴木　　勲
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９４６号
神奈川県海老名市上今泉１丁目６番８号　テラス上星Ａ102
債務者　石川ダヴィこと　ダヴィ　イシカワヴィアンナ
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８７９号
横浜市西区久保町28番８号　オクトホーム203号
債務者　小山　晴代
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９２号
横浜市南区通町１丁目６番地11　蒔田ビル201
債務者　亀井　良明
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４４号
静岡市清水区中矢部町19番１号　エクセル中矢部202号
債務者　滝戸　政明
１　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７９号
沖縄県宜野湾市字佐真下67番地１　プレサンスロジェ宜野湾レーヴ902号
債務者　銘苅　政春
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第８０号
沖縄県沖縄市美里５丁目21番７号　ＧＬＡＮＺやすらぎ204号
債務者　川本　周平
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２５６号
大阪府和泉市伏屋町１丁目２番33号
破産者　株式会社ビッグリバーホーム
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
徳島県徳島市八万町内浜10番２
破産者　医療法人弘子会
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地120
破産者　有限会社高賢工業
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４７１号
神戸市北区藤原台中町２丁目16番９号トーショクビル301号
破産者　株式会社フード・セールス・プロモーション
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
沖縄県中頭郡西原町字我謝241番地の３
破産者　亡新垣善一相続財産
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部